

## 公社一般賃貸住宅 家賃特別減額の対象世帯

公社一般賃貸住宅における家賃特別減額の対象となる世帯は、家賃改定により家賃が引上げとなる世帯で、減額適用開始時点において（1）の所得要件を満たし、かつ（2）の世帯要件のいずれかに該当する世帯です。

### (1) 所得要件

世帯人数	世帯の年間総所得
1人	0円～1,896,000円以下
2人	0円～2,276,000円以下
3人	0円～2,656,000円以下
4人	0円～3,036,000円以下
5人※	0円～3,416,000円以下

※5人以上の場合、1人増える毎に上限額に380,000円ずつ加算

### (2) 世帯要件

次のいずれかに該当する世帯であること。

① 高齢者世帯	同居する家族の中で、年間総収入額が最も多い方の年齢が65歳以上の世帯
② ひとり親世帯	父親または母親と子どものみの世帯構成で、世帯の中で父親または母親の年間総収入額が最も多く、かつ20歳未満の子どもを扶養している世帯
③ 心身障がい者世帯	次のいずれかの方を含む世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体障害者手帳」 1～4級の方</li> <li>・「愛の手帳」 1～3度の方</li> <li>・「精神障害者保健福祉手帳」 1・2級の方</li> <li>・「戦傷病者手帳」 恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方</li> </ul>
④ 生活保護世帯	生活保護法に基づく住宅扶助を世帯全員が受給しており、家賃改定後の家賃が住宅扶助限度額より高い世帯